

中野区特定小売店舗設置等の手引き

(令和8年4月)

中野区

区民部 産業振興課 商店街支援係

目次

I	はじめに	1
II	条例の概要	1
1	対象となる店舗	1
2	設置者（届出者）	3
3	届出事項	3
4	添付書類	4
5	別添書類	4
参考	出店の基本的な手続きの流れ	5
6	事前相談・概要書の提出	6
7	新設届出書の提出	6
8	変更届出書の提出	7
9	説明会の開催	7
10	特定小売店舗に対する意見	8
11	報告の徴収	8
12	既存店舗に関する措置	9
III	届出の作成方法	10
1	新設・変更届出書に関する必要書類	10
2	説明会に関する必要書類	12
3	提出部数	12
4	届出先	13
IV	条例で定められた届出等一覧	14
V	届出様式	
1	新設届出書（第1号様式）	18
2	変更届出書（第2号様式）	21
3	変更届出書（第3号様式）	22
4	廃止届出書（第4号様式）	23
5	変更事項届出書（第5号様式）	24
6	説明会開催計画書（第6号様式）	26
7	説明会開催報告書（第7号様式）	27
8	周知報告書（第8号様式）	29
9	意見書（第9号様式）	30
10	届出事項変更届出書（第11号様式）	31
11	届出事項を変更しない通知書（第12号様式）	32
12	報告書（第13号様式）	33
13	報告書（第14号様式）	34
VI	参考書類	
1	（記載例）特定小売店舗新設届出書	35
2	（記載例）添付書類	39
3	（参考）別添書類	56
VII	条例規則	
1	中野区特定小売店舗の立地に関する条例	57
2	中野区特定小売店舗の立地に関する条例施行規則	60

I はじめに

中野区では、特定小売店舗の周辺地域の生活環境を保持することを目的に、特定小売店舗の設置者がその施設の配置及び運営方法について配慮すべき事項を中心に定めた「中野区特定小売店舗の立地に関する条例（以下「条例」という。）」を制定し、平成13年3月27日に施行しました。

当条例では、店舗面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の小売店舗を「特定小売店舗」と定義し、設置者が特定小売店舗を新設又は変更しようとする場合に区への届出等を義務付けるものとししました。

なお、店舗面積の合計が1,000平方メートルを超える店舗については、大規模小売店舗立地法により店舗の所在地の属する都道府県に届出が義務付けられています。

本手引きは、特定小売店舗の設置者が届出等に関しての必要な手続きについて記載してありますので、参考にしてください。

II 条例の概要

1 対象となる店舗

小売業（飲食店業を除き、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積（店舗面積）が、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の小売店舗を対象とし、これを特定小売店舗と位置づけたものです。

(1) 店舗面積に含まれる部分

部分名	定義	備考
① 売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。	
② ショーウインド	ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。	
③ ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。	
④ サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。	
⑤ 物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものときは、その全部を店舗面積に含む。	注(1) 参照

(2) 店舗面積に含まない部分

部分名	定義	備考
① 階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段に挟まれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。	
② エスカレーター	エスカレーター装置（附属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗面積に含まない。	
③ エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。	
④ 売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。	
⑤ 文化催場	展覧会等の文化催しのための用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	注(1) 参照
⑥ 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	注(1) 参照
⑦ 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	注(1) 参照
⑧ 便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。	
⑨ 外商事務室等	外商又は常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	注(1) 参照

⑩ 事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分を行い、店舗面積に含まない。	注(1)参照
⑪ 食堂等	食堂、喫茶室等を行い、店舗面積に含まない。	
⑫ 塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分を行い、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	注(2)参照
⑬ 屋上	塔屋を除いた屋上部分を行い、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	
⑭ はね出し下・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分を行い、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。	

注) (1) 「間仕切り」について

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等固定したものとする。

(2) 「塔屋」と「普通階」の区別について

屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定による「建築物（地階で地盤面上1m以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1m以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1m後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

2 設置者（届出者）

「設置者」とは、特定小売店舗を新設する者又は既に設置し変更等を行う者で、建物の所有者です。賃借権、使用貸借による権利等を有する者は含みません。

なお、設置者が複数いる場合は連名で届出を行います。

3 届出事項

特定小売店舗の新設、変更の届出事項は次のとおりです。

- (1) 特定小売店舗の名称及び所在地
- (2) 特定小売店舗を設置する者及び当該特定小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 特定小売店舗の新設をする日
- (4) 特定小売店舗内の店舗面積の合計
- (5) 駐車場の位置及び収容台数
- (6) 自転車駐車場の位置及び収容台数
- (7) 荷さばき施設の位置及び面積
- (8) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- (9) 特定小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (10) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
- (11) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

4 添付書類

新設、変更の届出には次の事項を記載した書類を添付する必要があります。

作成方法は p. 39 をご覧ください。

- (1) 法人にあってはその登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し
- (2) 主として販売する物品の種類
- (3) 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- (4) 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- (5) 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- (6) 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- (7) 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- (8) 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- (9) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- (10) 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- (11) 夜間において特定小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- (12) 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠
- (13) 建物配置図、各階平面図及び建物の周囲の状況を示す図面

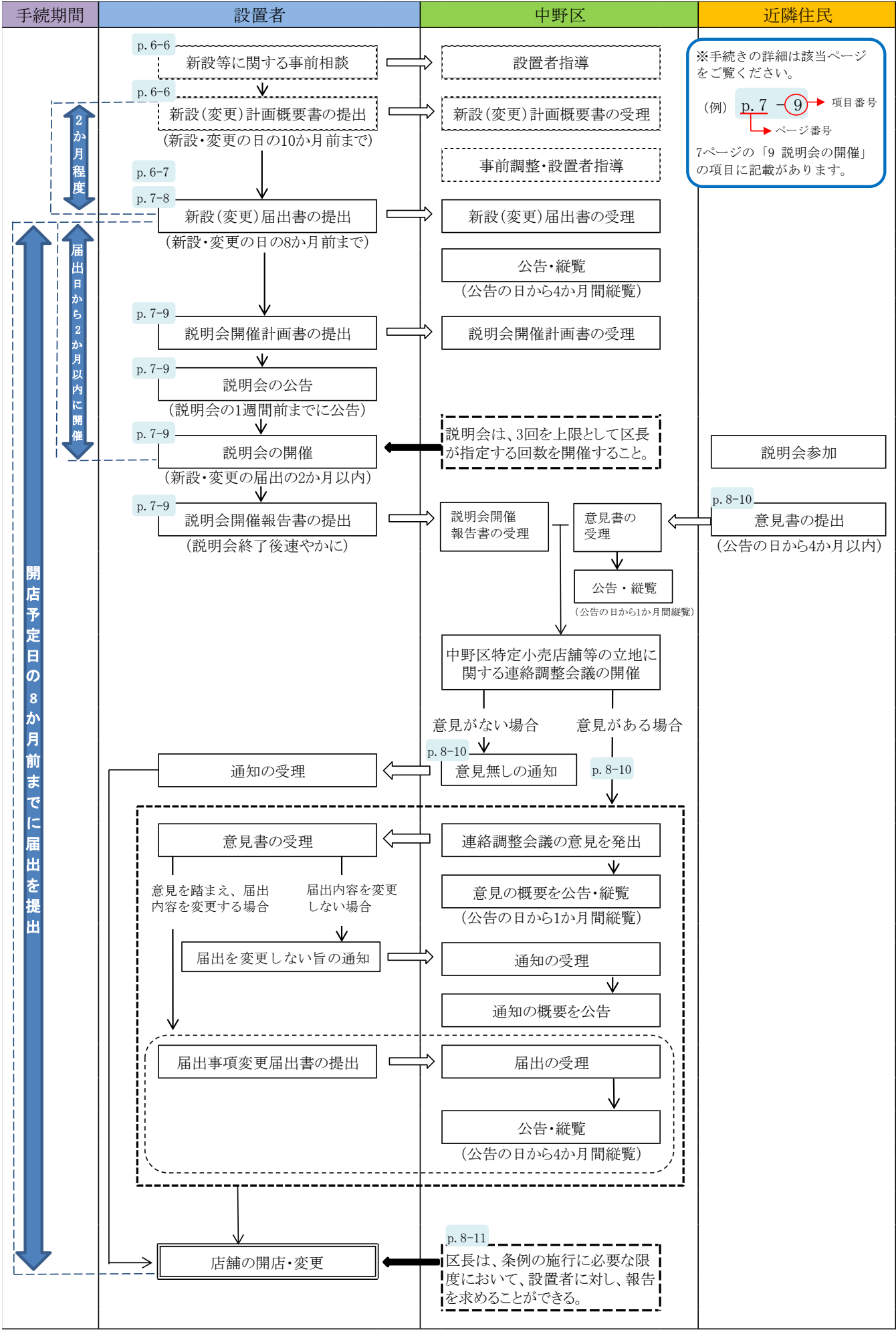
5 別添書類

新設、変更の届出には参考資料として、次の事項を記載した書類を添付してください。

作成方法は p. 56 をご覧ください。

- (1) 交通量調査及び交通量予測資料
- (2) 騒音予測資料

参考 出店の基本的な手続きの流れ



6 事前相談・概要書の提出

- (1) 特定小売店舗の新設又は変更は、開発行為、建築確認、交通、騒音、廃棄物等事前の手続きが多岐にわたるため、条例等に関連する届出手続きを円滑に進めるためにも、新設又は変更を予定している設置者は、スケジュールや計画の概要について届出前に中野区役所 産業振興課 商店街支援係 にご相談ください。
- (2) なお、下記の中野区公式ページに掲載のある関連窓口一覧をご参照いただき、特定小売店舗の開発行為、建築確認、交通、騒音、廃棄物等の相談や手続きについて、各担当窓口とも事前にご相談、ご調整いただきますようお願いいたします。

中野区公式ホームページ

「建築確認申請前に行わなければならない申請等がありますか。」

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/faq/007/006/d010801.html>

- (3) また、ご相談いただいた後、新設又は変更（下記「8 変更届出書の提出」(3)の場合）を行う際は、当該新設又は変更を予定している日の10か月前までに、「特定小売店舗新設（変更）計画概要書」をご提出ください。案件の内容により、確認に時間がかかる場合があります。概要書の作成方法等については、p.10をご覧ください。それ以外の変更（下記「8 変更届出書の提出」(3)以外の場合）は、事前相談が完了した後、所定の期日までに「特定小売店舗新設（変更）計画概要書」をご提出ください。

7 新設届出書の提出

- (1) 特定小売店舗を新設する者は、新設をする日の8か月前までに、上記「3 届出事項」に掲げる事項を区長に届け出る必要があります。建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより特定小売店舗となる場合も届出が必要になります。
- (2) 新設の届出はp.18「特定小売店舗新設届出書(第1号様式)」により行います。
- (3) 新設の届出には上記「4 添付書類」「5 別添書類」に掲げる事項を記載した書類を添付してください。
- (4) 当該届出があったときは、届出事項の概要、届出の年月日及び縦覧場所を区で公告するとともに、当該届出を公告の日から4か月間縦覧に供します。
- (5) 新設の届出書類の作成方法等は、p.10をご覧ください。

8 変更届出書の提出

- (1) 新設の届出が完了している特定小売店舗について、届出事項の変更があったときは、区長に届出が必要です。
- (2) 上記「3 届出事項」の(1)(2)に掲げる事項の変更があったときは、p.21「特定小売店舗変更届出書(第2号様式)」により、速やかにその旨を区長に届け出てください。
- (3) 上記「3 届出事項」の(3)から(8)に掲げる事項の変更があったときは、p.22「特定小売店舗変更届出書(第3号様式)」により、当該変更を予定している日の8か月前までに区長に届け出てください。また、当該変更に係る部分について「4 添付書類」「5 別添書類」もご提出ください。
- (4) 「3 届出事項」の(9)から(12)に掲げる事項の変更があったときは、p.22「特定小売店舗変更届出書(第3号様式)」により、あらかじめ区長に届け出てください。また、当該変更に係る部分について「4 添付書類」「5 別添書類」もご提出ください。
- (5) 当該変更が一時的なもの又は次に掲げるもののいずれかに該当する場合には、届出は必要ありません。
 - ① 特定小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
 - ② 特定小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの又は1割以内で増加させるもの
 - ③ 駐車場又は自転車駐車場の収容台数を増加させるもの
 - ④ 荷さばき施設の面積を増加させるもの
 - ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
 - ⑥ 特定小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの
- (6) 区長は(2)(3)(4)の変更の届出があったときは、届出の概要、届出の年月日及び縦覧場所を区で公告するとともに、当該届出を公告の日から4か月間縦覧に供します。
- (7) 変更の届出書類の作成方法等は、p.11をご覧ください。

9 説明会の開催

- (1) 新設又は「8 変更届出書の提出」(3)(4)の変更の届出をした設置者は、届出日から2か月以内に当該届出及び添付書類の内容の周知を図るための説明会を、区内で開催しなければなりません。ただし、開閉店時刻の変更、来店者が駐車場を利用することのできる時間帯の変更、駐車場出入り口の数及び位置の変更、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更にあつては、説明会に代えて届出書の要旨の掲示によることが可能となる場合があります。
- (2) 説明会は、届出に係る特定小売店舗の敷地境界から500メートルの範囲内（以下、「周知範囲内」という。）に居住する住民に対して開催してください。
- (3) 説明会の開催回数は、原則1回です。
ただし、区長が、当該店舗の立地がその周辺地域の生活環境に与える影響が大きいと認める場合には、3回を上限として、区長が指定する回数開催してください。

- (4) 設置者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定め、説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければなりません。
- (5) 公告範囲は周知範囲内に配達される時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙3紙への掲載又はちらしの折り込みやその他区長が適切と認める方法とともに、当該特定小売店舗の所在地又は主要な出入口等に掲示を行ってください。
- (6) 説明会開催者は、公告を行う際、区長に対しあらかじめ p. 26「特定小売店舗新設(変更)説明会開催計画書(第6号様式)」にて届出を行ってください。
- (7) 説明会終了後、p. 27「特定小売店舗新設(変更)説明会開催報告書(第7号様式)」にて、当該説明会の概要を速やかに区長に報告してください。
- (8) 説明会開催者の責めに帰することができない事由であって、天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能である、又は説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できない場合、説明会の開催を要しません。この場合において、説明会開催者は届出等の内容の周知に努めてください。周知方法は(5)のとおりです。
- (9) 説明会開催者は(8)の周知を行ったときは p. 29「特定小売店舗新設(変更)説明会に代わる周知報告書(第8号様式)」にて当該周知の内容を速やかに区長に報告してください。
- (10) 説明会の開催に関する提出書類の一覧は、p. 12 をご覧ください。

10 特定小売店舗に対する意見

- (1) 特定小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境に配慮すべき事項について意見を有する者は、新設又は変更の届出の公告の日から4か月以内に p. 30「特定小売店舗の届出に係る意見書(第9号様式)」にて区長に意見を述べるができます。区は当該意見の概要を公告するとともに、公告の日から1か月間縦覧に供します。
- (2) 区長は(1)の意見に配慮し、届出者に対して、当該特定小売店舗の周辺の生活環境の保持の見地から意見を有する場合には書面で当該意見を述べ、意見を有しない場合はその旨を通知します。
- (3) 区長から意見が述べられた場合には、設置者は当該意見を踏まえて、区長に対し当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行う必要があります。
- (4) 変更する旨の届出は p. 31「届出事項変更届出書(第11号様式)」にて行ってください。また、変更内容の確認のため関係書類の提出をお願いする場合があります。
- (5) 変更しない旨の通知は p. 32「届出事項を変更しない通知書(第12号様式)」にて行ってください。設置者が当該通知を行った場合は、当該通知の概要と通知年月日を区で公告します。

11 報告の徴収

- (1) 区長は特定小売店舗の設置者に対して、次の事項の報告を求めることができます。設置者は p. 33「生活環境の保持に係る配慮状況報告書(第13号様式)」により報告を行ってください。

- ① 駐車需要の充足その他による特定小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために講じている措置に関する事項
- ② 騒音の発生その他による特定小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために講じている措置に関する事項

- (2) 区長は設置者に報告を求める場合において、特に必要があると認めるときは、特定小売店舗において小売業を行う者に対し、次の事項の報告を求めることができます。

小売業を行う者は p.34 「生活環境の保持に係る配慮状況報告書(第14号様式)」により報告を行ってください。

- ① 当該小売業の開始日
- ② 当該小売業を行う者の店舗の面積及び位置に関する事項
- ③ 当該小売業を行う者の店舗の運営方法に関する事項

12 既存店舗に関する措置

- (1) 条例の施行日(平成13年4月1日)において、現に特定小売店舗を設置している者が当該特定小売店舗について、前述の「3 届出事項」の(4)から(12)の事項を施行日以降初めて変更する場合は、変更する事項とあわせて、(1)(2)又は(4)から(12)の事項で当該変更に係るもの以外の事項も区長に届け出なければなりません。
- (2) 設置者は p.24 「特定小売店舗を設置している者の変更事項届出書(第5号様式)」に「4 添付書類」「5 別添書類」に掲げる事項を記載した書類を添付してください。
- (3) 既存店舗の変更に係る事項の届出は、「8 変更届出書の提出」(3)(4)の変更の届出とみなすため、「8 変更届出書の提出」(3)(4)の変更の届出と同様の手続き(説明会の開催等)を行ってください。説明会等で周知する内容は、当該変更に係る事項のみで構いません。

Ⅲ 届出の作成方法

1 新設・変更届出書に関する必要書類

(1) 事前相談

特定小売店舗の新設又は変更（p.7「8 変更届出書の提出」(3)にあたる場合）の届出を行う前の事前協議として、新設又は変更を予定している10か月前までに「特定小売店舗新設（変更）計画概要書」を区にご提出いただきます。区の関係部署にて、新設又は変更内容を確認させていただきます。内容によっては、確認に時間がかかる場合があります。

提出書類は下記「(2) 新設届出書」又は「(3) 変更届出書」で列挙している提出書類と様式、内容は同様ですが、届出書の表題は下記のとおりにしてください。

<p>特定小売店舗新設（変更）計画概要書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>設置者 氏名又は名称 住所又は所在地 代表者名 担当者名 電話番号</p> <p>特定小売店舗を新設（変更）するので、中野区特定小売店舗の立地に関する条例第3条第1項（第4条第2項）の規定により、下記のとおり届出を計画しています。</p>

(2) 新設届出書

新設を予定している8か月前までに、下記書類をご提出ください。

提出書類	書式
特定小売店舗新設届出書（第1号様式）	p.18の様式をご利用ください。
I 添付書類	作成方法については、p.39をご参照ください。
II 別添書類	「I 添付書類」の追加資料としてご提出いただく書類になります。
II-1 交通量調査及び交通量予測資料	作成方法については、p.56をご参照ください。
II-2 騒音予測資料	作成方法については、p.56をご参照ください。

(3) 変更届出書

条例第 3 条第 1 項の規定に基づき設置した特定小売店舗について、届出事項に変更があった場合は、下記書類をご提出ください。

変更事項	届出日	書類	書式
条例第 3 条第 1 項(1)(2)			
(1) 特定小売店舗の名称及び所在地 (2) 特定小売店舗を設置する者及び当該特定小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	変更があったときは速やかに届出	特定小売店舗変更届出書 (第 2 号様式)	p. 21 の様式をご利用ください。
条例第 3 条第 1 項(3)～(12)			
(3) 特定小売店舗の新設をする日 (4) 特定小売店舗内の店舗面積の合計 (5) 駐車場の位置及び収容台数 (6) 自転車駐車場の位置及び収容台数 (7) 荷さばき施設の位置及び面積 (8) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	変更を予定している日の 8 か月前まで	特定小売店舗変更届出書 (第 3 号様式)	p. 22 の様式をご利用ください。
(9) 特定小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (10) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯 (11) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	変更をしようとする日の前まで	I 添付書類	作成方法については、p. 39 をご参照ください。変更に係る部分についてご提出ください。
		II 別添書類	「I 添付書類」の追加資料としてご提出いただく書類になります。変更に係る部分についてご提出ください。
		II-1 交通量調査及び交通量予測資料	変更に係る部分について、ご提出ください。作成方法については、p. 56 をご参照ください。
		II-2 騒音予測資料	変更に係る部分について、ご提出ください。作成方法については、p. 56 をご参照ください。

※当該変更が一時的なもの又は次に掲げるもののいずれかに該当する場合には、届出は必要ありません。

- ① 特定小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
- ② 特定小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの又は 1 割以内で増加させるもの
- ③ 駐車場又は自転車駐車場の収容台数を増加させるもの
- ④ 荷さばき施設の面積を増加させるもの
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
- ⑥ 特定小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの

2 説明会に関する必要書類

(1) 説明会開催計画書

説明会開催の日（届出日から2か月以内）までに下記書類を提出してください。

提出書類
説明会開催計画書（p.26の様式をご利用ください。）
チラシ（掲示）案
周知範囲（配布エリア）図
掲示場所の図面
折込依頼書

(2) 説明会開催報告書

説明会の終了後、速やかに下記書類を提出してください。

提出書類
説明会開催報告書（p.27の様式をご利用ください。）
チラシ（掲示）
「新聞折込みチラシ」の場合は折込証明書の写し 「戸別配布」の場合はチラシ配布証明の写し
周知範囲（配布エリア）図
掲示場所の図面
掲示状況の分かる写真
説明会会場で配布した説明資料

3 提出部数

(1) 概要書

「特定小売店舗新設（変更）計画概要書」（紙媒体）を中野区宛てに2部ご提出ください。

また、産業振興課商店街支援係メールアドレス宛にデータでもご提出ください。

なお、データの容量が3MBを超える場合は受信できませんので、次ページの担当部署へご連絡ください。大容量送受信ファイルを送付いたします。

※添付書類の「登記簿の謄本」又は「住民票の写し」の提出は必要ありません。

(2) 新設・変更届出書に関する必要書類

必要書類を中野区宛てに2部ご提出ください。

また、産業振興課商店街支援係メールアドレス宛にデータでもご提出ください。

※添付書類の「登記簿の謄本」又は「住民票の写し」については、1部のみ添付で結構です。（データでの提出は必要ございません。）

※届出に届出者の押印は不要です。

(3) 説明会に関する書類

必要書類を中野区宛てに2部ご提出ください。

※届出に届出者の押印は不要です。

4 届出先・提出先

特定小売店舗の提出書類は、下記窓口等にご提出ください。また、特定小売店舗の手続きや制度に関することについては、下記担当までお尋ねください。

中野区 区民部 産業振興課 商店街支援係
所在地 〒164-8501
東京都中野区中野四丁目11番19号
電 話 03-3228-5591
窓 口 中野区役所本庁舎8階
E-mail syogyo@city.tokyo-nakano.lg.jp

※特定小売店舗の開発行為、建築確認、交通、騒音、廃棄物等の相談や手続きについては、下記ホームページより担当窓口をご確認の上、ご相談いただきますようお願いいたします。

中野区公式ホームページ

「建築確認申請前に行わなければならない申請等がありますか。」

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/faq/007/006/d010801.html>

※大規模小売店舗立地法に係る届出（店舗面積が1,000平方メートル超）については、下記の窓口にご連絡ください。

東京都産業労働局
商工部 地域産業振興課 大型店環境調整担当
電話 03-5320-4788

IV 条例で定められた届出等一覧

区分	届出事項	届出様式	頁	添付書類	備考
新設の届出 (条例第3条)	<p>特定小売店舗を新設する場合の届出です。</p> <p>(1) 特定小売店舗の名称及び所在地 (2) 特定小売店舗を設置する者及び当該特定小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (3) 特定小売店舗の新設をする日 (4) 特定小売店舗内の店舗面積の合計 (5) 駐車場の位置及び収容台数 (6) 自転車駐車場の位置及び収容台数 (7) 荷さばき施設の位置及び面積 (8) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (9) 特定小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (10) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯 (11) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p>	第1号	18	<p>(1) 法人にあってはその登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し (2) 主として販売する物品の種類 (3) 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 (4) 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠 (5) 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 (6) 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 (7) 荷さばき施設において商品の搬入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯 (8) 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面 (9) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面 (10) 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠 (11) 夜間において特定小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 (12) 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠 (13) 建物配置図、各階平面図及び建物の周囲の状況を示す図面</p>	<p>開店(予定日)の8か月前までに届けてください。</p> <p>「別添書類」もご提出ください。 (1)交通量調査及び交通量予測資料 (2)騒音予測資料</p>

区分	届出事項	届出様式	頁	添付書類	備考
変更の届出 (条例第4条第1項) (条例第4条第2項) (条例第4条第3項)	新設の届出のあった特定小売店舗について、下記の(1)(2)に変更が生じた場合の届出です。 (1) 特定小売店舗の名称及び所在地 (2) 特定小売店舗を設置する者及び当該特定小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	第2号	21		変更があったときは、速やかに届けてください。
	新設の届出のあった特定小売店舗について、下記の(3)から(12)に変更が生じた場合の届出です。 (3) 特定小売店舗の新設をする日 (4) 特定小売店舗内の店舗面積の合計 (5) 駐車場の位置及び収容台数 (6) 自転車駐車場の位置及び収容台数 (7) 荷さばき施設の位置及び面積 (8) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	第3号	22	新設届の添付書類(1)から(13)のうち、当該変更に係る部分についてご提出ください。	(3)から(8)に係る変更にあつては、変更を予定している日の8か月前までに届けてください。 「別添書類」も変更に係る部分についてご提出ください。 (1)交通量調査及び交通量予測資料 (2)騒音予測資料
	(9) 特定小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (10) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯 (11) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 ※但し(3)から(12)に係る変更が一時的なもの又は次の①から⑥のいずれかに該当する場合、変更の届出は不要です。 ①特定小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの ②特定小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの又は1割以内で増加させるもの ③駐車場又は自転車駐車場の収容台数を増加させるもの ④荷さばき施設の面積を増加させるもの ⑤廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの ⑥特定小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの	第3号	22	新設届の添付書類(1)から(13)のうち、当該変更に係る部分についてご提出ください。	(9)から(12)に係る変更にあつては、変更をしようとする日より前に届けてください。 「別添書類」も変更に係る部分についてご提出ください。 (1)交通量調査及び交通量予測資料 (2)騒音予測資料

区分	届出事項	届出様式	頁	添付書類	備考
廃止の届出 (条例第4条第4項)	店舗面積を500平方メートル以下に変更する場合の届出です。 店舗を閉鎖する場合も届出が必要です。	第4号	23		
既存店舗に関する措置 (条例附則第2項)	条例施行(平成13年4月1日)の際現にある特定小売店舗について、以下の(4)から(12)までの事項を初めて変更する場合の届出です。 ※変更の旨に加えて、(1)から(2)又は(4)から(12)の事項で当該変更に係るもの以外についても届け出る必要があります。 (1) 特定小売店舗の名称及び所在地 (2) 特定小売店舗を設置する者及び当該特定小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (3) 特定小売店舗の新設をする日 (4) 特定小売店舗内の店舗面積の合計 (5) 駐車場の位置及び収容台数 (6) 自転車駐車場の位置及び収容台数 (7) 荷さばき施設の位置及び面積 (8) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (9) 特定小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (10) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯 (11) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	第5号	24	新設届の添付書類(1)から(13)すべてご提出ください。	①変更に係る届出事項について(4)から(8)に係る変更にあつては、変更を予定している日の8か月前までに届け出てください。 (9)から(12)に係る変更にあつては、変更をしようとする日より前に届け出てください。 「別添書類」もご提出ください。 (1)交通量調査及び交通量予測資料 (2)騒音予測資料
説明会開催計画書 (条例第5条第1項) (規則第5条第3項)	新設の届出又は第3号様式による変更の届出及び添付書類の内容の周知を図るための説明会の開催について、あらかじめ開催計画書を提出します。	第6号	26	(1) チラシ(掲示)案 (2) 周知範囲(配布エリア)図 (3) 掲示場所の図面 (4) 折込依頼書	説明会開催の日(届出日から2か月以内)以前に提出してください。
説明会開催報告書 (条例第5条第4項) (規則第5条第4項)	説明会の終了後、説明会開催報告書を提出します。	第7号	27	(1) チラシ(掲示) (2) 「新聞折込みチラシ」の場合は折込証明書の写し、「戸別配布」の場合はチラシ配布証明書の写し (3) 周知範囲(配布エリア)図 (4) 掲示場所の図面 (5) 掲示状況の分かる写真 (6) 説明会会場で配布した説明資料	説明会の終了後、速やかに提出してください。

区分	届出事項	届出様式	頁	添付書類	備考
説明会に代わる周知報告書 (条例第5条第5項) (条例第5条第6項) (規則第5条第7項)	説明会に代わる周知を行った場合、周知の概要について報告書を提出します。	第8号	29	(1) チラシ(掲示) (2) 「新聞折込みチラシ」の場合は折込証明書の写し、「戸別配布」の場合はチラシ配布証明の写し (3) 周知範囲(配布エリア)図 (4) 掲示場所の図面 (5) 掲示状況の分かる写真	周知後、速やかに提出してください。
意見書の提出 (条例第6条第1項) (規則第6条)	新設の届出又は第3号様式による変更の届出のあった特定小売店舗について、設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対し、意見を有する人が区長に対し意見を述べる場合の届出です。	第9号	30		新設の届出、変更の届出の公告があった日から4か月以内に提出してください。
区長が当該届出について意見を述べた場合の届出・通知 (条例第7条第4項) (規則第7条第2項)	当該届出に係る特定小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を区長が述べた場合、区長の意見を踏まえ、届出内容を変更する際の変更届出です。	第11号	31	関係書類 (※変更内容の確認のために関係書類の提出をお願いする場合があります。)	
	届出内容を変更しない場合の通知です。	第12号	32		
報告の徴収 (条例第9条) (規則第8条第1項) (規則第8条第2項)	区長がこの条例の施行に必要な限度において、特定小売店舗を設置する者に対して下記(1)(2)について報告を求めた場合の報告書です。 (1) 駐車需要の充足その他による特定小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために講じている措置に関する事項 (2) 騒音の発生その他による特定小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために講じている措置に関する事項	第13号	33		
	区長が特に必要があると認めたとときに、当該店舗において小売業を行う者に対し下記(1)(2)(3)について報告を求めた場合の報告書です。 (1) 当該小売業の開始日 (2) 当該小売業を行う者の店舗の面積及び位置に関する事項 (3) 当該小売業を行う者の店舗の運営方法に関する事項	第14号	34		

V 届 出 様 式

第1号様式(第3条関係)

特定小売店舗新設届出書

年 月 日

中野区長 あて

設置者 氏名又は名称 _____

住所又は所在地 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

特定小売店舗を新設するので、中野区特定小売店舗の立地に関する条例第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 特定小売店舗の名称及び所在地

名称 _____

所在地 _____

2 特定小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称等

氏名又は名称 _____

住所 _____

代表者名 _____

3 新設をする日

_____ 年 月 日

4 店舗面積の合計

_____ m²

5 駐車場の位置及び収容台数

位置 _____ 別添図面のとおり

収容台数 _____ 台

第1号様式の別紙(小売業者一覧)

(面積単位：m²)

小売業者名	代表者名	所在地	店舗面積	開店時刻	閉店時刻

第2号様式(第4条第1項関係)

特定小売店舗変更届出書

年 月 日

中野区長 あて

設置者 氏名又は名称 _____

住所又は所在地 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

年 月 日付の届出事項を変更したので、中野区特定小売店舗の立地に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 特定小売店舗の名称及び所在地

名称 _____

所在地 _____

2 変更した事項

変更前

変更後

3 変更年月日

_____年 月 日

4 変更した理由

第3号様式(第4条第2項関係)

特定小売店舗変更届出書

年 月 日

中野区長 あて

設置者 氏名又は名称 _____

住所又は所在地 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

年 月 日付の届出事項を変更するので、中野区特定小売店舗の立地に関する条例第4条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 特定小売店舗の名称及び所在地

名称 _____

所在地 _____

2 変更する事項

変更前

変更後

3 変更年月日

_____年 月 日

4 変更する理由

(添付書類)別添のとおり

第4号様式(第4条第4項関係)

特定小売店舗廃止届出書

年 月 日

中野区長 あて

設置者 氏名又は名称 _____

住所又は所在地 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

特定小売店舗を廃止するので、中野区特定小売店舗の立地に関する条例第4条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 特定小売店舗の名称及び所在地

名称 _____

所在地 _____

- 2 廃止前の店舗面積の合計

_____ m²

- 3 廃止後の店舗面積の合計

_____ m²

- 4 店舗面積の合計が500平方メートル以下となる日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

- 5 変更する理由

第5号様式(第4条第5項関係)

特定小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

中野区長 あて

設置者 氏名又は名称 _____

住所又は所在地 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

中野区特定小売店舗の立地に関する条例附則第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 特定小売店舗の名称及び所在地

名称 _____

所在地 _____

2 変更しようとする事項

変更前

変更後

3 変更しようとする年月日

_____年 月 日

4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項

- (1) 特定小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称等
 氏名又は名称 _____
 住所 _____
 代表者名 _____
- (2) 特定小売店舗内の店舗面積の合計
 _____ m²
- (3) 駐車場の位置及び収容台数
 位置 _____ 別添図面のとおり
 収容台数 _____ 台
- (4) 自転車駐車場の位置及び収容台数
 位置 _____ 別添図面のとおり
 収容台数 _____ 台
- (5) 荷さばき施設の位置及び面積
 位置 _____ 別添図面のとおり
 面積 _____ m²
- (6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 位置 _____ 別添図面のとおり
 容量 _____ m³
- (7) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻 _____ 時 _____ 分
 閉店時刻 _____ 時 _____ 分
- (8) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
 _____ 時 _____ 分から _____ 時 _____ 分まで
- (9) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 出入口数 _____ か所
 位置 _____ 別添図面のとおり
- (10) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 _____ 時 _____ 分から _____ 時 _____ 分まで

(添付書類) 別添のとおり

第6号様式(第5条第3項関係)

特定小売店舗新設(変更)説明会開催計画書

年 月 日

中野区長 あて

設置者 氏名又は名称 _____

住所又は所在地 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

特定小売店舗の新設(変更)について説明会を開催するので、下記のとおり届け出ます。

記

1 特定小売店舗の名称及び所在地

名称 _____

所在地 _____

2 説明会の開催日時

_____年 月 日 _____時 分

3 開催場所

4 説明会開催計画の内容

第7号様式(第5条第4項関係)

特定小売店舗新設(変更)説明会開催報告書

年 月 日

中野区長 あて

設置者 氏名又は名称 _____

住所又は所在地 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

特定小売店舗の新設(変更)について説明会を開催したので、中野区特定小売店舗の立地に関する条例第5条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 特定小売店舗の名称及び所在地

名称 _____

所在地 _____

2 公告をした日

_____年 月 日

3 説明会の開催日時

_____年 月 日 _____時 分

4 開催場所

5 出席者数

_____人

6 説明会の内容

別紙概要書のとおり

第7号様式の別紙(説明会概要書)

事 項	概 要
1 説明内容	
2 陳述意見	
3 陳述意見 に対する 設置者の 応答内容	
4 その他	

第8号様式(第5条第7項関係)

特定小売店舗新設(変更)説明会に代わる周知報告書

年 月 日

中野区長 あて

設置者 氏名又は名称 _____
住所又は所在地 _____
代表者名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

説明会に代わる届出等の内容周知を行ったので、中野区特定小売店舗の立地に関する条例第5条第6項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 特定小売店舗の名称及び所在地

名称 _____

所在地 _____

2 周知をした期間

_____年 月 日から _____年 月 日まで

3 周知方法

4 周知の内容

5 説明会を開催することができなかった理由

特定小売店舗の届出に係る意見書

年 月 日

中野区長 あて

氏名又は名称 _____

住所又は所在地 _____

法人にあつては代表者名 _____

年 月 日付第 号で公告のあつた特定小売店舗の届出事項について、中野区特定小売店舗の立地に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

1 特定小売店舗の名称

2 所在地

3 意見の内容

4 理由

第11号様式(第7条第2項関係)

届出事項変更届出書

年 月 日

中野区長 あて

設置者 氏名又は名称 _____
住所又は所在地 _____
代表者名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

年 月 日付、 中 第 号による中野区の意見に基づき、届出事項を変更するので、中野区特定小売店舗の立地に関する条例第7条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 特定小売店舗の名称及び所在地

名称 _____
所在地 _____

2 変更する事項

変更前

変更後

3 変更年月日

_____ 年 月 日

4 変更する理由

(添付書類) 別添のとおり

第12号様式(第7条第2項関係)

届出事項を変更しない通知書

年 月 日

中野区長 あて

設置者 氏名又は名称 _____
住所又は所在地 _____
代表者名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

年 月 日付、 中 第 号による中野区の意見について、届出事項の変更はしないので、中野区特定小売店舗の立地に関する条例第7条第4項の規定により、通知します。

生活環境の保持に係る配慮状況報告書

年 月 日

中野区長 あて

設置者 氏名又は名称 _____
住所又は所在地 _____
代表者名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

中野区特定小売店舗の立地に関する条例第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 特定小売店舗の名称及び所在地

名称 _____
所在地 _____

2 生活環境の保持に係る配慮状況

(1) 駐車需要の充足その他による特定小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために講じている措置に関する事項

(2) 騒音の発生その他による特定小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために講じている措置に関する事項

第14号様式(第8条第2項関係)

生活環境の保持に係る配慮状況報告書

年 月 日

中野区長 あて

小売業者 氏名又は名称
住所又は所在地
代表者名
担当者名
電話番号

中野区特定小売店舗の立地に関する条例第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 特定小売店舗の名称及び所在地

名称
所在地

2 生活環境の保持に係る配慮状況

(1) 小売業の開始日

年 月 日

(2) 小売業を行う者の店舗の面積及び位置に関する事項

(3) 小売業を行う者の店舗の運営方法に関する事項

VI 参 考 書 類

記載例

第1号様式(第3条関係)

特定小売店舗新設届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

中野区長 あて

設置者 氏名又は名称 〇〇株式会社
住所又は所在地 東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇
担当者名 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※個人の場合は氏名、法人の場合は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載してください。
※法人の代表者の役職名は登記簿記載のとおりに記載してください。
※設置者の項目全てにふりがなを記載してください。
※設置者が複数いる場合、連名での届出となりますので全員を記載してください。多数の場合は「設置者一覧」を添付し、「別紙（設置者一覧）のとおり」と記載してください。

特定小売店舗を新設するので、中野区特定小売店舗の立地に関する条例第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 特定小売店舗の名称及び所在地

名称 〇〇マーケット中野店
所在地 東京都中野区〇〇一丁目〇番〇号

※所在地には、建物の住居番号が付定されている場合は、住居表示を記載してください。
※それ以外の場合は、計画地の土地登記簿上の地番を記載してください。
※土地が分筆登記されている場合、店舗部分の最も大きい部分を占める地番を記載し、地番の後に「ほか」と記載してください。

2 特定小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称等

氏名又は名称 株式会社〇〇
住所 東京都〇〇区〇〇一丁目〇番〇号
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

※すべての小売業者名を記載してください。
※小売業者が複数ある場合は、「別紙（小売業者一覧）」に全てを記載し、本欄には「別紙（小売業者一覧）のとおり」と記載してください。

3 新設をする日

〇〇年〇〇月〇〇日

※届出日から8か月後の同一の日の翌日以降の日付を記載してください。
※当該店舗の開店予定の日を記載してください（小売業者ごとに開店の日が異なる場合は、それらのうち一番早い予定日を記載）。

4 店舗面積の合計

〇〇〇m²

※小売業を行うための店舗の用に供される床面積の合計を記載してください。
※小数点以下第1位を四捨五入してください。

5 駐車場の位置及び収容台数

位置 別添図面のとおり

収容台数 〇〇 台

6 自転車駐車場の位置及び収容台数

位置 別添図面のとおり

収容台数 〇〇 台

7 荷さばき施設の位置及び面積

位置 別添図面のとおり

面積 〇〇 m²

※合計値は、小数点以下第1位を四捨五入してください。

8 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 別添図面のとおり

容量 〇〇.〇〇 m³

※合計値は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで記載してください。

9 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 〇〇時〇〇分

閉店時刻 〇〇時〇〇分

※小売業者が複数ある場合は、「別紙（小売業者一覧）のとおり」と記載してください。
※年末年始やセール期間、夏季等に開店時刻の繰上げ又は閉店時刻の繰下げを行う場合は、「午前〇時〇分（ただし年間〇日は午前〇時〇分）」等と記載してください。

- 10 駐車場において来客の自動車^が駐車することができる時間帯
〇〇時〇〇分 から 〇〇時〇〇分まで

※駐車場ごとに駐車可能時間帯が異なる場合は、それぞれについて記載してください。

- 11 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口数 〇か所
位置 別添図面のとおり

- 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
〇〇時〇〇分 から 〇〇時〇〇分まで

(添付書類)別添のとおり

※ 小売業者が複数ある場合は、別紙小売業者一覧を使用する。

第1号様式の別紙(小売業者一覧)

(面積単位：m²)

小売業者名	代表者名	所在地	店舗面積	開店時刻	閉店時刻

記載例

I 添付書類

※ご作成の際は、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示16号）（以下、「指針」という。）」をご参照ください。

★経済産業省ホームページ

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibokouritenporittiho.html>

1 法人にあってはその登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し
（概要書には添付不要）〔施行規則第3条第2項第1号〕

2 主として販売する物品の種類 〔施行規則第3条第2項第2号〕

※小売業者が複数ある場合は、「別紙（小売業者一覧）のとおり」と記載してください。

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 〔施行規則第3条第2項第3号〕

(1) 建物配置図（p.○ 図No.○）

※添付図面として p.55 をご参照ください。

(2) 各階平面図（p.○～○ 図No.○～○）

※添付図面として p.55 をご参照ください。

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠 〔施行規則第3条第2項第4号〕

(1) 駐車場の位置及び収容台数の詳細

位 置	収容台数	駐車場の種類
○○○○（p.○ 図No.○）	○台	○○駐車場
合 計	○台	

【記載例】

- ・位置 → 敷地内北側、店舗屋上、隔地など
- ・駐車場の種類 → 平面駐車場、立体駐車場（自走式、機械式）、公共駐車場など

特記事項

【記載例】

届出○台のほかに、併設施設（マンション、飲食店）○台、業務用○台、施設全体で○台の駐車場を設置します。

事 項 等		各事項算出のための計算式等
地区の区分	商業地区・その他の地区	(理由)
S：店舗面積	m ²	
A：店舗面積あたり 日来店客数原単位	人/m ²	
B：ピーク率	%	
L：駅からの距離	m	(駅名 ○○線○○駅)
C：自動車分担率	%	
D：平均乗車人員	人/台	
E：平均駐車時間係数		
必要駐車台数	台	$S \times A \times B \times C \div D \times E$
ピーク時台数	台	$S \times A \times B \times C \div D$
一日当たりの来客台数	台	$S \times A \times C \div D$

※駐車台数の算出方法は、「指針」を参照してください。

※S～Eの値は、端数処理はしないでください。

(2) 特別の事情による駐車台数の算出

特別の事情の説明：

※指針による計算式によらない場合のみ記載してください。

必要駐車台数	台
算 出 根 拠	

(3) 駐車場の分散確保の有無

分 散 確 保	理 由
有 ・ 無	

(4) 駐車場の料金の有無

駐車場の料金	理 由
有 ・ 無	

(5) 従業員等駐車場（業務用を含む）

事項	有無の別	当該小売店舗駐車場と共用・別途の別	収容台数	備考 (駐車台数算定の根拠等)
従業員等駐車場	有・無	共用・別途	〇〇台	(従業員数 〇〇名) (業務用車両台数延べ約〇〇台)

(6) 併設施設利用者のための駐車場について

名称	営業内容	面積	当該小売店舗駐車場と共用・別途の別	併設施設		
				必要駐車台数	算出根拠	収容台数
商業施設	サービス業	〇〇㎡	共用・別途	〇〇台		〇〇台
住宅施設	住宅	〇〇㎡	共用・別途	〇〇台		〇〇台
商業施設	飲食業	〇〇㎡	共用・別途	〇〇台		〇〇台

※「指針」の「併設施設を含めた必要駐車台数の考え方」を参考にしてください。
 ※当該施設の収容能力、利用時間、回転率等をもとに算出根拠を示してください。

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

〔施行規則第3条第2項第5号〕

(1) 駐車場の自動車の出入口の形式

ア 出入口についての駐車場法等に基づく構造及び設備の基準の適用

適用の有・無	有・無	適用基準	
遵守状況			
配慮状況			

イ 駐車場の入庫処理能力

出入口の場所	1時間あたり入庫処理能力	算出根拠	ピーク1時間に予想される来客の自動車台数
出入口 No. 〇 (p. 〇)	〇〇台		〇〇台
出入口 No. 〇 (p. 〇)	〇〇台		〇〇台

※自走式で発券ブースのない駐車場は記載の必要はありません。
 ※{1時間あたり入庫処理能力} = 60分(3,600秒) / (メーカーから提供される1台あたりの処理時間 + 乗客の乗降時間) × 発券ブース等の台数(1つの入口で発券ブース等が複数台設置されている場合)
 ※小数点以下第1位を四捨五入してください。

ウ 敷地内駐車待ちスペース

出入口の場所	駐車待ちスペースの有無	実際に用意するスペースの長さ	発券ブースの有無	必要な駐車待ちスペース		駐車待ちスペース『無』の場合その理由・対策
				長さ	算出根拠等	
出入口No.○ (p.○)	有・無	○.○m	有・無	○.○m		
出入口No.○ (p.○)	有・無	○.○m	有・無	○.○m		

※ {必要な駐車待ちスペース} = (当該入口の1分あたりの来台数×1.6－当該入口の1分あたりの入庫処理可能台数) ×6m (平均車頭間隔)

(2) 敷地周辺の道路の状況

項目	道路 No.1 (都道○○号)	道路 No.2 (特別区道○○号線)	道路 No.3 (特別区道○○号線)	道路 No.4 (私道)	
合計	10m	8m	8m	6m	
幅員構成	車道	6m	5m	5m	3m
	車線数	片側・交互 1車線	片側・交互 1車線	片側・交互 1車線	片側・交互 1車線
	歩道の有無	左 1m	左 1m	左 1m	左 1m
		右 1m	右 1m	右 1m	右 1m
	中央分離帯の有無	有・無	有・無	有・無	有・無
	路肩	2m	1m	1m	1m
安全施設等	ガードレール				
交通規制	最大積載量 2t 以上 貨物通行禁止				
信号交差点数 (うち右折帯設置の交差点数)	2交差点 (1交差点)	2交差点 (1交差点)	2交差点 (1交差点)	2交差点 (1交差点)	
横断歩道の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	
通学路の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	
バス路線の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	
バスの事業者名	○○バス				
バス停の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	
バス停の名称	○○○○前				
駐車場出入口から敷地よりのバス停ポールまでの距離	12m				

※道路No.及び名称 (正式名称、わかりにくい場合は通称も記載) を必ず記載してください。
 ※別添「周辺見取図」及び「駐車場配置図」にも、道路の「No.」及び「名称」を表示してください。
 ※交通規制の内容を記載し、「周辺見取図」にも規制内容を記載してください。
 ※隔地駐車場等がある場合は、その周辺道路についても適宜記載してください。

(3) 来客の自動車の方向別台数の予測の結果等

<交通量調査及び交通量予測について>

※平日及び休日（日曜）それぞれについて調査・予測してください。

※調査（予測）エリアは、原則として経路予定の店舗周辺最寄りの交差点となります。

※調査（予測）時間帯は、開店から閉店までの時間帯＋前後1時間ずつとします。

※調査内容は、車種別・時間帯別・方向別台数となります。

※調査・予測結果は、別添書類「Ⅱ-1 交通量調査及び交通量予測資料」を添付してください。

見取図上に調査地点を図示してください。

※東京都産業労働局『大規模小売店舗立地法のしおり』の「Ⅱ-2 交通量調査及び交通量予測資料」を参照してください。

ア 現状の交通量調査の結果

調査年月日	年 月 日() 年 月 日()
調査場所	
調査委託先	
調査方法	
調査結果	別添書類とする。

イ 開店後の周辺道路の交通量予測

予測方法	
予測の根拠	
予測結果	別添書類とする。

(4) 併設施設利用者の交通量の予測

予測方法	
予測の根拠	
予測結果	別添書類とする。

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

[施行規則第3条第2項第6号]

(1) 周辺見取図に来客の自動車の案内経路を表示した図面 (p.○ 図No.○)

※添付図面として p. 55 をご参照ください。

(2) 経路等を来客に知らせる方法及び管理体制

項目	具体的な内容
案内表示の設置 (看板等)	(設置場所・内容等) ※看板、ミラー、出庫警報などの出入口の安全対策の設備は、「建物配置図」等に配置場所を記載してください。また、案内誘導看板は「周辺見取図」等に記載してください。
ちらし等の配布	(配布方法・内容等)
交通整理員の配置	(配置場所・人数・配置日時等) ※平常時及び繁忙時に分け、対応を詳しく記載してください。 ※交通整理員とは別に安全対策を行う係員がいる場合は、その旨も記載してください。 ※交通整理員等は、「建物配置図」等に配置場所を記載してください。
店舗営業時間外、 深夜時間帯の管理等	(配置場所・人数・配置日時、防犯対策等)
右折入出庫の有無	※右折入出庫がある場合は、理由及び安全対策を具体的に記載してください。 【記載例】 出入口No.○については、前面道路が一方通行のため、右折入出庫とした。このため、出入口には交通整理員を常時配置し、安全確保に努める。
その他	※通学時間帯の対応など、特に配慮していることがあれば記載し、適宜図面にも盛り込んでください。 【記載例】 出入口No.△には、右折出庫禁止看板、ミラーを設置する。

7 自転車駐車場の計画

(1) 必要駐輪台数算出根拠

条例（要綱）名	中野区自転車等放置防止条例 第11条第1項
S：店舗面積	〇〇〇㎡
必要駐輪台数算出式	店舗面積 20 平方メートルごとに1台
必要駐輪台数	〇〇台

※「中野区自転車等放置防止条例」第11条第2項の店舗面積とは、売場、催事場、商品展示場、試着室及び仮縫室です。
 ※従業員専用として設けられた部分の床面積は合計しません。

(2) 自転車駐車場の位置及び収容台数の詳細

位 置	収容台数
〇〇〇〇 (p.〇 図No.〇)	〇台
合 計	〇台

【記載例】

- ・位置 → 敷地内南側、店舗地下1階、隔地など

特記事項

【記載例】

- ・自動二輪車の駐車場を別途〇台分設置します。
- ・届出〇台のほかに、従業員用〇台の自転車駐車場を設置します。

(3) 自転車駐車場の構造、収容台数及び面積

No.	構造	収容台数		合計	面積	駐車区画の大きさ (1台あたり)	
		自転車	原付			自転車用	原付用
No.〇	ラック式	〇台	〇台	〇台	〇〇㎡	〇.〇m×〇.〇m	
No.〇	平面式	〇台	〇台	〇台	〇〇㎡	〇.〇m×〇.〇m	〇.〇m×〇.〇m
No.〇	機械式	〇台	〇台	〇台	〇〇㎡	〇.〇m×〇.〇m	
合計		〇台	〇台	〇台	〇〇㎡		

(4) 自転車駐車場の管理体制

項目	具体的な内容
整理員等の配置	※配置場所・人数・配置日時等を記載してください。 ※駐輪場の整理員等の配置がある場合は、「建物配置図」等にも記載してください。
店舗営業時間外、深夜時間帯の管理等	※配置場所・人数・配置日時、防犯対策等を記載してください。
料金の有無及び理由	(有 ・ 無) ※その理由を記載してください。

8 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う
時間帯

〔施行規則第3条第2項第7号〕

時間帯	2 t 車	4 t 車	計	廃棄物 車両	平均的な荷さばき等処理時間			延べ荷さ ばき処理 時間
					2 t	4 t	廃棄物	
8 時～9 時	○台	○台	○台	○台	〇〇分	〇〇分	〇〇分	〇〇分
9 時～10 時								
10 時～11 時								
11 時～12 時								
12 時～13 時								
13 時～14 時								
14 時～15 時								
15 時～16 時								
16 時～17 時								
17 時～18 時								
18 時～19 時								
19 時～20 時								
20 時～21 時								
21 時～22 時								
22 時～23 時								
合計	○台	○台	○台	○台				

※廃棄物車両は、荷さばき施設を利用する場合のみ記載してください。

【記載例】

・同時に○台(〇〇分)の作業が可能のため、ピーク時の○台(〇〇分)に対応可能と考えています。万一○台以上の荷さばき車両が集中した場合には、待機場所での待機が可能であり、周辺交通に影響を及ぼすことはありません。また、道路上での入庫待ち等を発生させることがないように、計画的な荷さばきを徹底します。

※ピーク時における対応策について記載してください。

※交通整理員の配置など、荷さばき時における交通安全上の配慮事項があれば、記載してください。

※特に通学路に出入口が面している場合など、通学時間帯についての配慮事項があれば記載してください。

9 荷さばき施設の計画

(1) 荷さばき施設の位置及び面積の詳細

No.	位置	面積
No.○	○○○ (p.○ 図 No.○)	○○.○○㎡
No.○	○○○ (p.○ 図 No.○)	○○.○○㎡
合計		○○㎡

※合計値は、小数点以下第1位を四捨五入してください。

特記事項

【記載例】

届出○○㎡のほかに、併設施設○○㎡、業務用○○㎡、施設全体で○○㎡の荷さばき施設を設置します。

(2) 荷さばきに必要な作業スペース

荷さばき施設 No.	想定する車両	想定される搬入商品 全体の大きさ (車両1台分)	作業スペース の大きさ	搬入方法の説明
No.○ (p.○図 No.○)	○t車	全長 ○.○m 全幅 ○.○m 全高 ○.○m	奥行 ○.○m 幅 ○.○m 高さ ○.○m	ロールボックス または段ボール を倉庫に搬送

※「作業スペース」は、搬出入商品を荷おろしする場所で、保管施設及び駐車スペースには含みません。

※「作業スペースの大きさ \geq 想定される搬入商品全体の大きさ」の関係になります。

(3) 搬出入車両の安全・円滑な駐車及び出入り

荷さばき施設 No.	想定する車両			軌跡図	はり下の 最低高さ	出入口での 前進入出庫	対応 等
	大きさ						
No.○ (p.○図 No.○)	○t車	全長	全幅	全高	p.○ 図 No.○	○.○m	可・否

※安全・円滑な駐車及び入出庫を行うための対応等を記載してください。

※駐車場条例による技術的基準を遵守してください。

(4) 荷さばき施設の構造

荷さばき施設 No.	同時作業可能台数		待機スペースの有無	遮音等の対応
	想定する車両	台数		
No.○ (p.○図 No.○)	○t車	○台	有・無 縦○.○m×横○.○m	

(5) 搬出入車両の出入口の数

専用出入口の有無	搬出入車両の出入口の数	対応等
有	出入口 1 箇所	
無		

10 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

[施行規則第 3 条第 2 項第 8 号]

遮音壁	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ	材質・構造	遮音壁の位置
No.○	○.○m	○.○m		p.○ 図 No.○
No.○	○.○m	○.○m		p.○ 図 No.○

※遮音壁を設置する場合は、その構造（高さ・厚さ・材質）及び位置を記載してください。
 ※図面にも遮音壁の位置を記載してください。
 ※遮音壁を設置しない場合は、「遮音壁の設置なし」と記載してください。

11 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼動時間帯及び位置を示す図面

[施行規則第 3 条第 2 項第 9 号]

※関連の設備及び稼動時間帯の一覧を記載してください。
 （記載方法については、東京都産業労働局『大規模小売店舗立地法のしおり』の「Ⅱ-3 騒音予測資料」をご参照ください。）
 ※該当する設備がない場合は、「該当の設備なし」と記載してください。

12 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

[施行規則第3条第2項第10号]

※平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果を記載してください。
 ※「予測結果の評価」には騒音に対する対策等の詳細（超過の理由や対策）を記載してください。
 ※予測結果が環境基準を超過する場合は、予測結果に網掛けをしてください。

	予測地点	昼間		夜間	
		GLからの予測地点の高さ (m)	環境基準 (dB)	予測結果 (dB)	環境基準 (dB)
A					
B					
C					
D					

予測結果の評価について

【記載例】

A 地点では、車両走行音により、夜間の予測結果が環境基準を超過した。このため、午後 11 時以降、住宅に近い側の駐車場の利用規制を行い静穏に努める。
 なお、近隣から騒音に対する苦情があった場合は、誠意をもって対応する。

<騒音予測について>

- ※騒音対策を施したあとの騒音予測結果を記載してください。
- ※騒音予測地点は、建物の周囲(4 方向)からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外（原則として相手方の敷地の境界線）とし、A 地点、B 地点、C 地点、D 地点等と表記してください。（敷地の一辺が 50m 以上ある場合等、敷地の形状によっては適宜予測地点を追加してください。）
- ※騒音発生源と予測地点、周辺環境との関係が分かるよう、別添図面（下記①～④）に各予測地点を記載してください。
 - ① 騒音予測に関する平面図
 - ② 騒音発生源となる施設・設備の配置図
 - ③ 騒音発生源・予測地点・遮音壁等の立面図
 - ④ 建物構造の分かる図面
- ※各予測地点の騒音レベルの算出根拠は、別添書類「Ⅱ-2 騒音予測資料」の中で算出過程を明示してください。
- ※算出根拠の様式は、東京都産業労働局『大規模小売店舗立地法のしおり』の「Ⅱ-3 騒音予測資料」をご参照ください。

- 13 夜間において特定小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 [施行規則第3条第2項第11号]

※深夜営業その他の理由により夜間(午後11時～翌日午前6時)騒音が発生する見込みがある場合のみ記載してください(該当なしの場合は、「該当なし」と記載)。
 ※「予測結果の評価」には、騒音に対する対策等の詳細(超過の理由、対策等)を記載してください。
 ※保全対象建物の壁面予測を行った場合は、その結果も記載してください。
 ※予測結果が規制基準を超過する場合は、予測結果に網掛けをしてください。

	予測地点	規制基準 (dB)	予測結果 (dB)
	GLからの予測地点の高さ (m)		
a			
b			
c			
d			

予測結果の評価について

【記載例】

a 地点では、車両走行音により、夜間の予測結果が規制基準を超過した。このため、午後11時以降、住宅に近い側の駐車場の利用規制を行い静穏に努める。
 なお、近隣から騒音に対する苦情があった場合は、誠意をもって対応する。

<騒音予測について>

- ※騒音予測地点は、隣接する住居等への影響を考慮した高さにおける店舗の敷地境界線とし、a地点、b地点、c地点、d地点等と表記してください。
- ※敷地の一边が50m以上ある場合等、敷地の形状によっては適宜予測地点を追加してください。
- ※夜間最大値が規制基準を超える場合は、保全対象建物での壁面予測も行ってください。
- ※騒音発生源と予測地点、周辺環境との関係が分かるよう、別添図面(下記①～④)に各予測地点を記載してください。
 - ① 騒音予測に関する平面図
 - ② 騒音発生源となる施設・設備の配置図
 - ③ 騒音発生源・予測地点・遮音壁等の立面図
 - ④ 建物構造の分かる図面
- ※各予測地点の騒音レベルの算出根拠は、別添資料「Ⅱ-2 騒音予測資料」の中で算出過程を明示してください。
- ※算出根拠の様式は、東京都産業労働局『大規模小売店舗立地法のしおり』の「Ⅱ-3 騒音予測資料」をご参照ください。

14 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠 〔施行規則第3条第2項第12号〕

(1) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量の詳細

No.	位置	容量
No.○	○○○ (p.○ 図No.○)	○○.○○○○m ³
No.○	○○○ (p.○ 図No.○)	○○.○○○○m ³
合計		○○.○○m ³

※合計値は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで記載してください。

特記事項

【記載例】
 上記廃棄物等保管施設は、併設施設（飲食店、サービス施設）の廃棄物等保管施設と共用します。

(2) 廃棄物等の排出量等の予測

業態	総合店・衣料品専門店・食料品専門店・住、生活関連品専門店				
廃棄物等種別	店舗面積： S	一日あたり廃棄物排出量 (指針原単位×S)：A	平均保管 日数：B	見かけ比重 (t/m ³)：C	排出予測量 A×B÷C
紙製廃棄物等 (再資源化の可能なもの に限る)	m ²	t	日		○○.○○○○m ³
金属製廃棄物等(アルミ 製、スチール製の缶等)	m ²	t	日		○○.○○○○m ³
ガラス製廃棄物等(ガラ ス製の容器等)	m ²	t	日		○○.○○○○m ³
プラスチック製廃棄物等 (飲料容器、食料品トレイ等)	m ²	t	日		○○.○○○○m ³
生ごみ等(食品廃棄物等)	m ²	t	日		○○.○○○○m ³
その他の可燃性廃棄物等	m ²	t	日		○○.○○○○m ³
合計					○○.○○m ³

※合計値は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで記載してください。

見かけ比重の根拠等

(3) 指針によらない廃棄物等の排出量予測

指針によらない説明

予測排出量	〇〇.〇〇m ³
排出量予測の根拠	

※指針によらない場合のみ記載してください。

(4) 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況

廃棄物保管施設の状況	小売店舗と共用 ・ 小売店舗と別途確保
------------	---------------------

※小売店舗以外の施設がある場合のみ記載してください。

(共用の場合)

小売店舗以外の施設からの 廃棄物等の予測排出量	小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出量の予測の根拠
〇〇.〇〇m ³	

※計画している廃棄物保管量と排出予測量評価を記載してください。
※種別毎に保管容量が予測容量に対応できることを検証してください。

15 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画

廃棄物減量化及び発生抑制、リサイクル計画の予定及び概要
【記載例】 ・ ペットボトル破砕機の設置

※法令に基づいた計画・予定など、該当する項目について、なるべく具体的に詳しく記載してください。
※業種・業態にあわせた計画としてください。
※記載内容や表現については各法令に基づいた表記としてください。

周辺住民への周知方法

16 廃棄物等に関連する対応方策

--

※食品加工時の悪臭原因物取除機器設置、換気扇等の配置位置の配慮、定期的な清掃の実施等について記載してください。

17 その他配慮事項

【記載例】

- ・ 深夜時間帯の防犯対策
- ・ 敷地内の緑化計画等景観への配慮
- ・ 屋外照明や広告塔照明等の計画と光害対策
- ・ その他社会貢献等配慮事項

18 建物配置図、各階平面図及び建物の周囲の状況を示す図面

〔施行規則第3条第2項第13号〕

新設届出書及び変更届出書には、下記の図面を添付してください。なお、変更届出書の場合は、変更に係る部分の図面をご提出ください。

(例)

図面番号	図面の名称	図面の種類
1	広域見取図	建物位置図
2	都市計画図	都市計画図
3	周辺見取図	来客自動車の案内経路図
		交通量調査の結果
		交通量予測の結果等
4	建物配置図	届出店舗が「一の建物」であることを示す図面
		駐車場配置図
		自転車駐車場配置図
		荷さばき施設配置図
		廃棄物等保管施設の配置図
5 6 7 8 9 10 11 12	平面図	各階平面図(B1階)
		各階平面図(1階)
		各階平面図(2階)
		各階平面図(3階)
		各階平面図(4階)
		各階平面図(5階)
		各階平面図(6階)
		各階平面図(屋上)
13	車両軌跡図	車両軌跡図
		荷さばき車両等軌跡図
14	廃棄物等保管施設詳細図	廃棄物等保管施設の配置図
15	騒音予測に関する平面図	騒音予測に関する平面図
		騒音発生源となる施設・設備の配置図
16	騒音予測に関する立面図	騒音発生源・予測地点・遮音壁等の立面図
		建物構造の分かる図面

※添付図面の作成方法については、東京都産業労働局『大規模小売店舗立地法のしおり』の「Ⅱ 別添書類」をご参照ください。

Ⅱ 別 添 書 類

新設届出書及び変更届出書には、参考資料として下記資料を添付してください。なお、変更届出書の場合は、当該変更に係る部分について、必要に応じて適宜添付してください。

1 交通量調査及び交通量予測資料

作成にあたっては、下記資料をご参照ください。

(1) 東京都産業労働局『大規模小売店舗立地法のしおり』

p. 60 「交通量調査及び交通量予測資料（記載例）」

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/chiiki/daikibo/7siori/daikibo>

(2) 経済産業省ホームページ『大規模小売店舗立地法について』

「交通対策に関するケーススタディ」等

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibokouritenporittiho.html>

2 騒音予測資料

騒音予測の予測結果や算出根拠として、騒音予測資料を添付してください。作成にあたっては、下記資料をご参照ください。

(1) 東京都産業労働局『大規模小売店舗立地法のしおり』

p. 63 「騒音予測資料（記載例）」

p. 223 「大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き（第2版）」

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/chiiki/daikibo/7siori/daikibo>

VII 條例規則

中野区特定小売店舗の立地に関する条例

平成 13 年 3 月 27 日

条例第 22 号

(目的)

第 1 条 この条例は、特定小売店舗を設置する者がその施設の配置及び運営方法について適正な配慮をすることにより、その周辺の地域の生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 店舗面積 小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。)を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

(2) 特定小売店舗 一の建物(大規模小売店舗立地法施行令(平成 10 年政令第 327 号)第 1 条に定める建物を含む。)であって、その建物内の店舗面積の合計が 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以下のものをいう。

(特定小売店舗の新設に関する届出等)

第 3 条 特定小売店舗の新設(建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより特定小売店舗となる場合を含む。以下同じ。)をする者は、その新設をする日の 8 月前までに次の各号に掲げる事項を区長に届け出なければならない。

(1) 特定小売店舗の名称及び所在地

(2) 特定小売店舗を設置する者及び当該特定小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 特定小売店舗の新設をする日

(4) 特定小売店舗内の店舗面積の合計

(5) 駐車場の位置及び収容台数

(6) 自転車駐車場の位置及び収容台数

(7) 荷さばき施設の位置及び面積

(8) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(9) 特定小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(10) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

(11) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

2 前項の規定による届出には、規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 区長は、第 1 項の規定による届出があったときは、同項各号に掲げる事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、当該届出に係る事項及び前項の書類を公告の日から 4 月間縦覧に供する。

(変更の届出)

第 4 条 前条第 1 項の規定による届出があった特定小売店舗について当該届出に係る同項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項の変更があったときは、当該特定小売店舗を新設する者又は設置している者は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

2 前条第 1 項の規定による届出があった特定小売店舗について当該届出に係る同項第 3 号から第 12 号までに掲げる事項の変更があるときは、当該特

定小売店舗を新設する者又は設置している者は、あらかじめその旨を区長に届け出なければならない。ただし、規則で定める変更については、この限りでない。

3 前条第2項の規定は前項の規定による届出に、同条第3項の規定は前2項の規定による届出について準用する。

4 第2項の規定にかかわらず、特定小売店舗内の店舗面積の合計を500平方メートル以下に変更する者は、その旨を区長に届け出なければならない。(説明会の開催等)

第5条 第3条第1項又は前条第2項の規定による届出をした者は、当該届出をした日から2月以内に、当該届出及び第3条第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の書類(第5項において「届出等」という。)の内容の周知を図るための説明会(以下単に「説明会」という。)を区内において開催しなければならない。

2 前項の規定により説明会を開催する者(以下「説明会開催者」という。)は、その開催を予定する日時及び場所を定め、これらを当該説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 説明会開催者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、区長の意見を聴くことができる。

4 区長は、説明会開催者に対し、説明会の終了後当該説明会の概要を速やかに報告することを求めることができる。

5 説明会開催者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、説明会開催者は、届出等の内容の周知に努めなければならない。

6 区長は、前項の周知が行われたときは、説明会開催者に対し、当該周知の概要を速やかに報告することを求めることができる。

(意見書の提出等)

第6条 第3条第3項(第4条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公告があったときは、当該公告に係る特定小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、区長に対し、当該意見を書面により述べることができる。

2 区長は、前項の規定により述べられた意見の概要を公告し、これらの意見を公告の日から1月間縦覧に供する。

(区の意見等)

第7条 区長は、前条第1項の規定により述べられた意見に配慮し、第3条第1項又は第4条第2項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る特定小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面により述べ、意見を有しない場合にはその旨を通知する。

2 区長は、前項の規定により意見を述べようとするときは、第3条第1項又は第4条第2項の規定による届出をした者に対し、あらかじめ協議を求めることができる。

3 区長は、第1項の規定により述べた意見の概要を公告し、当該意見を公告の日から1月間縦覧に供する。

4 第3条第1項又は第4条第2項の規定による届出をした者は、第1項の

規定により意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、区長に対し、当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行わなければならない。

5 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

6 区長は、第4項の規定による変更しない旨の通知があったときは、当該通知の概要及び通知年月日を公告する。

(生活環境の保持の配慮)

第8条 第3条第1項、第4条第2項又は前条第4項の規定による届出をした者は、その届け出たところにより、その特定小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該特定小売店舗を維持し、及び運営しなければならない。

2 特定小売店舗において事業活動を行う小売業者は、前項の規定による届出に係る事項の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

(報告の徴収)

第9条 区長は、この条例の施行に必要な限度において、特定小売店舗を設置する者に対して報告を求めることができる。この場合において特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該特定小売店舗において小売業を行う者に対し、報告を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に特定小売店舗を設置している者は、当該特定小売店舗について第3条第1項第4号から第12号までに掲げる事項の変更であってこの条例の施行の日以後最初に行われるものをしようとするときは、その旨及び第3条第1項第1号、第2号又は第4号から第12号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを、区長に届け出なければならない。

3 前項の規定による変更に係る事項の届出は、第4条第2項の規定による届出とみなす。

4 附則第2項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第4条第1項及び第2項並びに第8条第1項の規定の適用については、第3条第1項の規定による届出とみなす。

中野区特定小売店舗の立地に関する条例施行規則

平成 13 年 3 月 31 日
規則第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、中野区特定小売店舗の立地に関する条例(平成 13 年中野区条例第 22 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。
(新設の届出)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規定による届出は、特定小売店舗新設届出書(別記第 1 号様式)により行うものとする。

2 条例第 3 条第 2 項の規定で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法人にあってはその登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し
- (2) 主として販売する物品の種類
- (3) 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- (4) 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- (5) 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- (6) 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- (7) 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- (8) 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- (9) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- (10) 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- (11) 夜間において特定小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- (12) 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠
- (13) 建物配置図、各階平面図及び建物の周囲の状況を示す図面(以下「配置図等」という。)

(変更の届出)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定による届出は、特定小売店舗変更届出書(別記第 2 号様式)により行うものとする。

2 条例第 4 条第 2 項の規定による届出は、条例第 3 条第 1 項第 3 号から第 8 号までに係る変更にあつては、当該変更を予定している日の 8 月前までに特定小売店舗変更届出書(別記第 3 号様式)に配置図等(当該変更に係る部分のみとする。以下この条において同じ。)を添付して行い、同項第 9 号及び第 12 号に係る変更にあつては、特定小売店舗変更届出書により行うもの

とする。

- 3 条例第 4 条第 2 項ただし書の規則で定める変更は、一時的なもの又は次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものとする。
 - (1) 特定小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
 - (2) 特定小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの又は 1 割以内で増加させるもの
 - (3) 駐車場又は自転車駐車場の収容台数を増加させるもの
 - (4) 荷さばき施設の面積を増加させるもの
 - (5) 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
 - (6) 特定小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの
 - 4 条例第 4 条第 4 項の規定による届出は、特定小売店舗廃止届出書(別記第 4 号様式)により行うものとする。
 - 5 条例附則第 2 項の規定による届出は、特定小売店舗を設置している者の変更事項届出書(別記第 5 号様式)に配置図等を添付して行う。
(説明会の開催等)
- 第 5 条 条例第 5 条第 1 項の規定による説明会は、届出に係る特定小売店舗の敷地境界から 500 メートルの範囲内(以下この条において「周知範囲内」という。)に居住する者に対し、1 回開催するものとする。ただし、区長が、当該特定小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境に与える影響が大きいと認める場合には、3 回を上限として区長が指定する回数開催するものとする。
- 2 条例第 5 条第 2 項の規定による公告は、前項の周知範囲内に配達される時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙 3 紙への掲載又はちらしの折込みその他区長が適切と認める方法及び当該特定小売店舗の所在地又は主要な出入口等における掲示により行うものとする。
 - 3 区長は、説明会開催者が前項の公告を行う場合、説明会開催者に対し、あらかじめ特定小売店舗新設(変更)説明会開催計画書(別記第 6 号様式)の届出を求めるものとする。
 - 4 条例第 5 条第 4 項の規定による報告は、特定小売店舗新設(変更)説明会開催報告書(別記第 7 号様式)により行うものとする。
- 5 条例第 5 条第 5 項の規則で定める事由は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること
 - (2) 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されること
よって説明会を円滑に開催できないこと
- 6 第 2 項の規定は、条例第 5 条第 5 項の規定による周知について準用する。
 - 7 条例第 5 条第 6 項の規定による報告は、特定小売店舗新設(変更)説明会に代わる周知報告書(別記第 8 号様式)により行うものとする。
(意見書の提出)
- 第 6 条 条例第 6 条第 1 項の規定による意見は、特定小売店舗の届出に係る意見書(別記第 9 号様式)により述べるものとする。
(区の意見等)
- 第 7 条 条例第 7 条第 1 項の規定による区の意見は、特定小売店舗の届出に係る意見について(別記第 10 号様式)により述べる。
- 2 条例第 7 条第 4 項の規定による変更する旨の届出は、届出事項変更届出

書(別記第 11 号様式)に關係書類を添付して行うものとし、変更しない旨の通知は、届出事項を変更しない通知書(別記第 12 号様式)により行うものとする。

(報告の徴収)

第 8 条 条例第 9 条前段の規定による報告は、次の各号に掲げる事項に関し、生活環境の保持に係る配慮状況報告書(別記第 13 号様式)により行うものとする。

(1) 駐車需要の充足その他による特定小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために講じている措置に関する事項

(2) 騒音の発生その他による特定小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために講じている措置に関する事項

2 条例第 9 条後段の規定による報告は、次の各号に掲げる事項に関し、生活環境の保持に係る配慮状況報告書(別記第 14 号様式)により行うものとする。

(1) 当該小売業の開始日

(2) 当該小売業を行う者の店舗の面積及び位置に関する事項

(3) 当該小売業を行う者の店舗の運営方法に関する事項

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 2 月 3 日規則第 4 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際この規則による改正前の規則で定める様式による用紙で現に残存するものは、その限りにおいて使用することができるものとする。

附 則 (平成 16 年 10 月 19 日規則第 55 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に中野区特定小売店舗の立地に関する条例(平成 13 年中野区条例第 22 号。以下「条例」という。)第 3 条第 1 項又は第 4 条第 2 項の規定による届出を受理している者に係る条例第 5 条の規定による説明会の開催等については、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、従前の例による。

★特定小売店舗の制度や届出に関するお問合せ

中野区役所 区民部 産業振興課 商店街支援係

所在地 中野区中野4丁目11番19号 中野区役所本庁舎8階

電話 03-3228-5591 (直通)



★中野区 特定小売店舗のホームページのご案内

「中野区特定小売店舗設置等の手引き」の電子データや届出書の様式は
中野区公式ホームページからご覧いただけます。

下記 URL またはQRコードからホームページにアクセスできます。

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/jigyosha/sangyoshinko/keieisien/kouri.html>

★東京都 大規模小売店舗立地法のホームページのご案内

「大規模小売店舗立地法のしおり」は東京都のホームページよりご覧いただけます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/chiiki/daikibo>

★経済産業省 大規模小売店舗立地法のホームページのご案内

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」や交通対策、騒音予測等に関する資料等は経済産業省のホームページよりご覧いただけます。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibokouritenporittiho.html>

令和8年4月発行

担 当 中野区 区民部 産業振興課 商店街支援係
所在地 〒164-8501
中野区中野4丁目11番19号
電 話 03-3228-5591
窓 口 中野区役所本庁舎8階